

検査実施料に関するご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発0630 第2号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記検査項目の留意事項が変更されましたので、ご案内申し上げます。

謹白

記

■保険収載内容が一部変更された検査項目

「保医発0630 第2号」 適用日 令和7年7月1日

検査項目名	実施料	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
クラミジア・トラコマチス核酸検出	188点	微生物学的検査 150点	「D023」微生物核酸同定・定量検査「1」	～（略）～ イ クラミジア・トラコマチス核酸検出は、PCR法、LCR法、ハイブリッドキャプチャー法若しくはTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法若しくは核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又はTRC法により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体により実施した場合に限り算定できる。 <u>また、PCR法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。</u> ～（以下、略）～
淋菌核酸検出	198点	微生物学的検査 150点	「D023」微生物核酸同定・定量検査「2」	～（略）～ イ 淋菌核酸検出は、DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、SDA法、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体（尿検体を含む。）によるものである。なお、SDA法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法においては咽頭からの検体も算定できる。 <u>また、PCR法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。</u> ～（以下、略）～
淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出	262点	微生物学的検査 150点	「D023」微生物核酸同定・定量検査「5」	～（略）～ イ 「5」の淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又はTRC法による。淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体（尿検体を含む。）によるものである。なお、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、SDA法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はTRC法においては咽頭からの検体も算定できる。 <u>また、PCR法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。</u> ～（以下、略）～

- 弊社該当項目コード
- 【2435】 クラミジア・トラコマチス核酸同定（ぬぐい液）
 - 【2436】 淋菌核酸同定（ぬぐい液）
 - 【0191】 クラミジア・トラコマチス/淋菌同時核酸同定（ぬぐい液）

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社お客様窓口までお申し付けください。